特定建設作業実施届出書は電子申請が便利です！

「高槻市簡易電子申込サービス」を利用して、特定建設作業実施届出書の電子申請が可能です。なお、インターネット環境等の理由で電子申請が難しい場合は、書面の提出により届出してください。

1. 電子申請の方法

① 高槻市簡易電子申込サービスへアクセス

次の URL や Web での「高槻市簡易電子申込サービス」検索等からアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_initDisplayTop

高槻市簡易電子申込サービス　検索

② 「特定建設作業実施届出書」電子申請フォームへアクセス

簡易電子申込サービス内で「特定建設作業実施届出」を検索し、手続き一覧から選択してください。

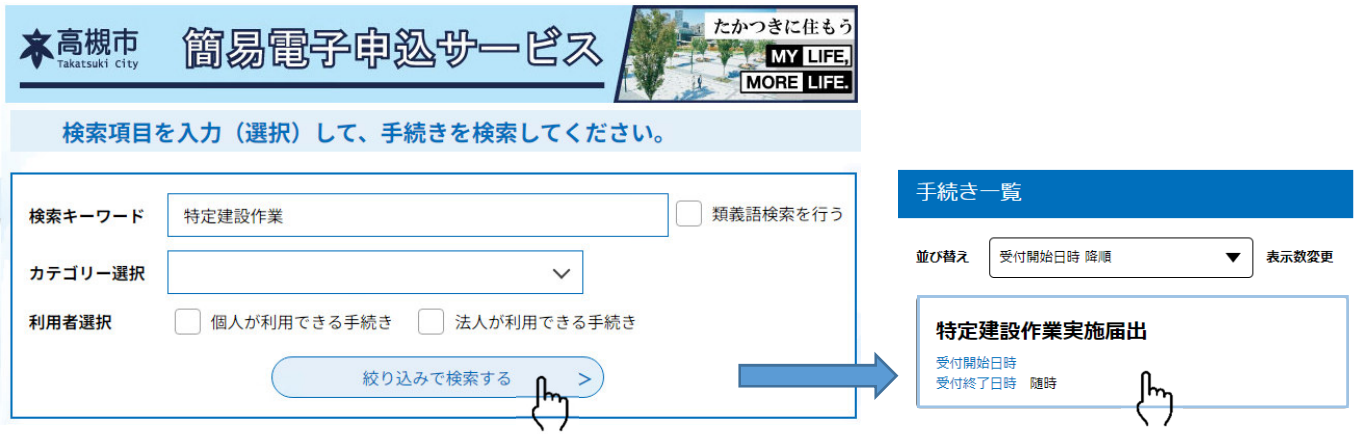

③ 利用者ログイン

利用者 ID 及びパスワードを入力してログインしてください。なお、ログインには、「GビズID」のアカウントを利用するか、簡易電子申込サービスの利用者登録が必要となります。

④ 申請フォームで申請内容を入力、様式の添付

画面の指示に従い、必要情報を入力してください。なお、次の書類を予めPDFファイル等でご準備ください。

・工程表　　・付近見取図　　・下請負人リスト（下請負人が複数いる場合）
・委任状（届出者が代表者でない場合）※押印は不要

⑤　受付完了・審査状況確認

申請受付時及び受理完了時は、それぞれ電子メールでお知らせします。なお、受理完了時のお知らせをもって審査完了となります。申請内容や審査状況は、マイページから確認できます。

2. 電子申請の注意事項

①　電子申請における届出日と作業開始日の関係性について

- 電子申請における届出日は、申請内容の入力が完了し、情報が市に到達した日（電子申請された日）となります。
- 電子申請は、特定建設作業の開始日から中7日前（8日前）まで行うことができます。期限を過ぎている場合（作業開始日と届出日が8日以上空いていない場合）は、電子申請はご利用いただけませんので、環境政策課窓口までお問合せください。
- なお、電子申請システムは、予告なくメンテナンスが行われる場合がありますので、余裕をもってご申請ください。

表　13日（金）から作業を開始する場合の電子申請の可否（○：可、×：否）

日	月	火	水	木	金	土
1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ×	7 ×
8 ×	9 ×	10 ×	11 ×	12 ×	13 作業開始日	14

※13日（金）から作業を開始する場合、5日（木）までに申請する必要があります

②　届出内容の審査について

- 届出内容の確認・修正のため、環境政策課から電子メールや電話にて連絡することがあります。登録したメールや電話を確認できるようにしてください。
- 届出は、申請されてから、「処理待ち」、「受理（完了）」の流れで担当者が確認していき、「受理（完了）」の電子メール連絡をもって審査が完了となります。処理状況はマイページから確認できます。
- 受理したことが分かる書類が必要な場合は、「受理（完了）」の電子メールを受信後、マイページから受理後の申請書PDFファイルをダウンロードしてご利用ください。

※届出後、工程や作業内容に変更が生じた場合は必ず、再度、届出を提出してください。

問い合わせ
TEL：072-674-7486
高槻市　環境政策課（本館5階）
〒569-0067
高槻市桃園町2番1号
FAX：072-661-3198